

# 成長型長寿社会・地域再生の 実現に向けた取組

平成23年7月11日  
地域活性化担当大臣  
片山 善博

# 「総合特区制度」の概要

総合特区制度

=

新成長戦略を実現するための政策課題解決の突破口

先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 総合特区ごとに設置される「国と地方の協議会」で国と地域の協働プロジェクトとして推進

2つのパターンの「総合特区」

## ①国際戦略総合特区

我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化

## ②地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上

特例措置・支援措置

### (1)規制・制度の特例措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

- 全国的な展開に踏み切れない規制の特例も、自己責任の下、区域限定で実施

<当初より盛り込む規制の特例措置等>

- ① 通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例
  - ② 工業地域等における用途規制の緩和
  - ③ 特別用途地区内における用途制限の緩和
  - ④ 財産の処分制限に係る承認の手続きの特例
  - ⑤ 工場等の高度化事業の市町村経由での実施
  - ⑥ 工場立地に係る緑地規制の特例
  - ⑦ 従属発電の水利使用許可手続の簡素化・迅速化に関する特例
  - ⑧ 特定酒類の製造事業
  - ⑨ 特産酒類の製造事業
  - ⑩ PFI方式を活用した民間事業者による特別養護老人ホーム設置
- ⇒ ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

- 個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、政省令で定めている事項を条例で定められることとする  
⇒ 地域主権改革を加速する突破口

### (2)税制上の支援措置

#### ①国際戦略総合特区

- 国際競争力強化のための法人税の軽減  
(投資税額控除、特別償却、所得控除より選択)  
⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

#### ②地域活性化総合特区

- 地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除  
⇒ 地域の志のある資金を「新しい公共」へ結集

(3)財政上の支援措置: 関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完(H23予算: 151億円)

(4)金融上の支援措置: 利子補給制度(0.7%以内、5年間)の創設(H23予算: 1.5億円)

# 総合特区に向けた地域の取組

## 総合特区制度に向けた取組の現状及び今後の予定に関する調査(H23. 2月～3月)

総合特区制度の要件等の細部の検討や制度施行の準備を進めるにあたっての参考とするため、  
地方公共団体等を通じ、総合特区制度に向けた取組について調査を実施

### 報告件数: 295件

国際戦略総合特区に係る報告: 67件 ・ 地域活性化総合特区に係る報告: 228件

報告された取組の分野ごとの内訳は以下の通り。(国際・地域計、重複あり)

#### グリーン・イノベーション (環境・エネルギー大国)

環境・エネルギー産業 28件

水・自然環境 8件

再生可能エネルギー 25件

再利用・リサイクル 3件

#### ライフ・イノベーション (健康大国)

医薬品・医療機器産業 20件

地域医療 21件

地域の介護・福祉 16件

子育て・教育 6件

#### アジア拠点化 国際物流

アジア拠点化の推進 16件

研究開発拠点の形成 22件

物流 21件

コンテンツ 9件

データセンター 8件

企業集積 9件

#### 観光立国・地域活性化 (観光等)

観光 45件

雇用・就労 5件

まちづくり関係 29件

#### 観光立国・地域活性化 (農林水産業等)

農水産業・食品産業 37件

森林・林業再生 7件

中山間地活性化 18件

# 「環境未来都市」構想

新成長戦略(平成22年6月閣議決定)に基づき、

- 限られた数の特定の都市・地域において、世界に類のない**成功事例を創出**
- 成功事例を**国内外に普及展開** → 需要拡大、雇用創出、国際的課題解決力の強化
- 関係府省は、関連予算の集中、規制改革、税制のグリーン化等の**支援**

社会経済システムイノベーションによる**地域活性化**

我が国全体の**持続可能な経済社会構造の実現**

## 「環境未来都市」構想のコンセプト中間取りまとめ (平成23年2月「環境未来都市」構想有識者検討会)のポイント

- 環境・超高齢化対応等に向けた、人間中心の新たな価値を創造する都市**を目指す。  
＝環境価値、社会的価値、経済的価値の創造により、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」を実現。人々の生活の質を向上。
- 環境と**超高齢化対応**は必須のテーマ。海外とのネットワーク化による強力な国際連携の下で実施。都市・地域の実情や戦略により、適宜テーマを追加。
- 生活の基盤としての教育、医療・介護、エネルギー、情報通信技術等に関する社会経済システムへの適用のための社会実践を集中実施。  
→ 自律的なモデルの構築

# 都市再生の推進

## 都市再生基本方針の全面改正 (平成23年2月4日閣議決定)

### 背景

- **少子高齢化の進展により**、平均出生率が低水準で推移する中、今後、大都市も含め人口減少が進む。
- 大都市部を中心に、今後、高齢者人口が急激に増加する。
- 国際的な都市間競争が激化する中、大都市の国際競争力を高めることが、わが国経済の再生の鍵となっている。

### 改正のポイント

#### <改正前の基本方針>

- ハード面の都市整備に関する事項を中心とし、大都市から地方都市までの方針を一体として記述
- 近年の経済・社会情勢の変化が反映されていない



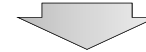
#### <改正後の基本方針>

- 我が国経済の牽引に向け、ハード・ソフトの両面からの大都市の都市戦略(成長戦略)を明記
- **少子高齢化の進展等の近年の経済・社会情勢の変化に対応した都市再生の在り方を提示**

## 都市再生特別措置法の一部を改正する法律 (平成23年4月20日成立)

### 背景

- 成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。(新成長戦略 平成22年6月18日閣議決定)



- 民間都市開発プロジェクトを強力に推進し、都市の国際競争力を強化

### 改正のポイント

#### 特定都市再生緊急整備地域制度の創設

- 国・地方・民間の三者による官民協議会が整備計画を作成(PPP)  
<整備計画に基づく特例>
  - ・ 民間都市開発プロジェクトの許認可等の手続をワンストップ化
  - ・ 民間都市開発プロジェクトの実施に必要な都市計画決定の迅速化
  - ・ 下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和
- 民間都市開発プロジェクトの認定の迅速化
- 道路の上空利用のための規制緩和

## 東日本大震災から得られる教訓を踏まえた都市再生基本方針の改正について

- 内閣官房地域活性化統合事務局に設置した都市再生の推進に係る有識者ボード(座長:八田達夫)において、東日本大震災における経験が、今後の我が国における都市再生の進め方にどのような教訓を与えるかという観点から議論・検討(本年6月~7月)
- その結果を踏まえ、本年秋頃を目途に都市再生特別措置法に基づく、都市再生基本方針の見直し(閣議決定)を実施

# 今後のスケジュール(総合特区・環境未来都市・都市再生)

